○厚生労働省令第四号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、毎月勤労統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月二十日

厚生労働大臣　根本　匠

毎月勤労統計調査規則の一部を改正する省令

毎月勤労統計調査規則（昭和三十二年労働省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（報告義務）	（報告義務）
第十六条　全国調査第一種事業所又は地方調査第一種事業所の事業主は、第八条第一項各号に掲げる事項を厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事業主に配布する調査票を用いて報告しなければならない。	**第十六条**　全国調査第一種事業所又は地方調査第一種事業所の事業主は、第八条第一項各号に掲げる事項を当該事業主に配布される調査票を用いて報告しなければならない。
2　全国調査第二種事業所又は地方調査第二種事業所の事業主（事業主が不在のときは、これに代わる者。第十七条の二第二項において同じ。）は、第八条第一項各号に掲げる事項を毎月勤労統計調査員の質問に対して報告しなければならない。	2　全国調査第二種事業所又は地方調査第二種事業所の事業主（事業主が不在のときは、これに代わる者）は、第八条第一項各号に掲げる事項を毎月勤労統計調査員の質問に対して報告しなければならない。
3　（略）	3　（略）
（調査票の提出）	（調査票の提出）
第十七条　前条第一項の規定による報告は、調査票を調査月の翌月の十日までに、当該事業所を管轄する都道府県知事（ただし、厚生労働大臣から調査票の配布を受けた事業主においては厚生労働大臣）に提出することによつて行わなければならない。	**第十七条**　前条第一項の規定による報告は、調査票を調査月の翌月の十日までに、当該事業所を管轄する都道府県知事に提出することによつて行わなければならない。
2・3　（略）	2・3　（略）
（電子情報処理組織による提出）	（電子情報処理組織による提出）
第十七条の二　（略）	**第十七条の二**　（略）
2　前項の規定は、全国調査第二種事業所又は地方調査第二種事業所の事業主が行う第十六条第二項の規定による報告について準用する。	2　前項の規定は、全国調査第二種事業所又は地方調査第二種事業所の事業主（事業主が不在のときは、これに代わる者）が行う第十六条第二項の規定による報告について準用する。
3　第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により報告する場合は、同項の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が厚生労働大臣又は都道府県知事に到達したものとみなす。	3　第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により報告する場合は、同項の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が都道府県知事に到達したものとみなす。